

## **【事案 I – 4】解約手続無効請求請求**

・2025年8月29日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

契約者である申立人の承諾を得ることなく、元妻（当時婚姻関係）がこども共済の解約を被申立人に申し込み、その手続きに元妻の弟である被申立人担当者が関わって解約が承認されたこと、および解約返戻金が元妻の口座に振り込まれたことを不服としたもの。

### **<申立人の主張>**

#### **1. 申立ての趣旨**

こども共済の解約手続の無効の判断を求める。

#### **2. 申立ての理由**

- (1) 申立人の元妻は、こども共済の解約のための書類（以下「解約書類」という。）を被申立人から取り寄せ、解約書類に申立人の名前等を無断で記載するとともに、申立人の自動車免許証を許可なくコピーするなど申立人名義を無断冒用し、被申立人に解約書類を送付した。
- (2) 被申立人は解約書類を受領した際、被申立人担当者（弟）は継続案内を行っていないにも関わらず、解約書類に「継続案内を行ったが解約となつた。」と虚偽の文言を記載し、被申立人に解約手続を承認させた。
- (3) さらに、こども共済の解約返戻金が、共済掛金の引き落とし口座とは別である元妻名義の口座に振り込まれた。
- (4) こども共済の契約者である申立人は、解約書類の送付を被申立人に対し依頼したことではない。契約者である申立人の委任状のない状態で、契約者と異なる元妻名義の口座に解約金を振り込むことについて、被申立人は申立人に対し確認を行うべきであるが、その確認を怠るなど、一連の手続きにおいて被申立人の責任は免れない。

### **<共済団体の主張>**

#### **1. 申立ての趣旨に対する答弁**

申立人の請求は認められないとの裁定判断を求める。

#### **2. 申立ての理由に対する答弁**

解約書類が郵送で提出され、被申立人がこれを受理し、翌月に解約手続を行っているが、被申立人は、解約書類の作成等に誰がどのように関わったかは不知である。そもそも本件は、申立人と元妻との争いであり、裁定手続規則の目的に適さないと憂慮している。

## **<裁定の概要>**

本件は裁定手続規則第16条第十号に該当するものであり、その性質上裁定を行うに適当でない場合に当たることから裁定打切りと判断した。すなわち、本件について裁定を行うためには、こども共済契約申込書や解約書類の筆跡の認定、また、申立人と被申立人担当者らへの人証尋問による事実認定を行う必要がある。しかしながら、当事者の主張内容、提出証拠等に鑑みると、訴訟手続とは異なり、事実解明の手段等に限界のある当審議会においては本件の適切な事実認定を行うことは著しく困難である。